

特集《知財教育》

韓国における知的財産教育の傾向

韓国弁理士 ナム・ホヒョン*



要 約

韓国における知的財産教育は、学校教育と国際知識財産研修院、発明振興会、著作権委員会著作権教育院などの知的財産専門教育機関による教育、e-learning としての国家知的財産教育ポータルによって実行されている。小・中・高等学校では「発明教室」の運営、知的財産科目を実科科目として採択、発明特性化高校の指定運営などによって主に知的財産の創出に比重を置いて教育している。一般大学と工科大学では知的財産の創出に、法科大学では知的財産の保護に重心を置いて教育を行っており、知的財産専門の修士学位課程を持つ大学院もある。最近では、より体系的な知的財産教育システムの構築と政府の支援を規定している知的財産基本法の制定・施行により、韓国における知的財産教育はより体系的かつ深化していく展望である。

<目次>

- I. 序論
- II. 学校教育システム
 - 1. 小・中・高等学校
 - 2. 大学
- III. 知的財産専門教育機関と団体による知的財産教育
 - 1. 国際知識財産研修院
 - 2. 発明振興会
 - 3. 韓国著作権委員会著作権教育院
 - 4. 大韓弁理士会による知的財産研修および教育
 - 5. ソウル地方弁護士会知的財産研修院
 - 6. その他の機関および団体による知的財産講座
 - 7. 企業自体の研修
- IV. e-learning としての国家知的財産教育ポータル
 - 1. 国家知的財産教育ポータルの構成と運営
 - 2. 国家知的財産教育ポータル課程の運営方式
 - 3. 国家知的財産教育ポータル課程の構成方式
- V. 結び—今後の展望

I. 序論

知的財産が企業競争力の必須要素であるとともに国富創出の源泉であるというのは周知の事実であるが、その重要性は日ごとに増加している。知的財産を基盤とする 21 世紀社会において知的財産の重要性が増加するに伴い、世界各国では知的財産教育システムの開発整備と教育コンテンツの開発に拍車をかけている。知的財産教育とは、知的財産資源を国家次元で効率的

に管理・保護し、国内外の知的財産権紛争の予防と解決、および企業の知的財産権をより専門化するために、知的財産権を専担して効果的に管理することができる専門人材を確保するための教育であると言える。

本稿では、韓国における知的財産教育の傾向を教育主体に応じて学校教育システム、知的財産専門教育機関における教育、e-learning としての国家知的財産教育ポータルに分けて詳察し、韓国の知的財産教育の今後の展望に関して結びにおいて言及する。

II. 学校教育システム

1. 小・中・高等学校

(1) 発明教室の運営⁽¹⁾

韓国特許庁は、1987 年に学生発明巡回教育という名称で発明教育事業を開始して以来、1995 年からソウルに位置するインヒョン中学校を出発点として、ソウル、釜山、仁川、全南、忠南、忠北の 6 地域の学校に発明教室を設置・運営するように支援を開始した。発明教室を設置してから 2010 年 3 月基準、全国に 1,174ヶ所の発明サークル（小・中・高）と、1,000ヶ所を超える発明クラス、189ヶ所の発明教室の設置が完了され、2010 年から中等教育正規教科に発明教育が導入されるなど、発明教育の底辺拡大と基盤準備のため

* Nahm, Ho-Hyun

＜表 1＞発明教室利用者数の現況（単位：人）

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
学生	326,533	350,657	395,158	491,031	597,060	692,851	622,736
父兄	28,370	24,994	37,828	35,317	33,990	27,995	28,415
教師	9,655	10,162	19,167	19,598	23,235	16,529	23,753
合計	364,558	385,813	452,153	545,946	654,285	737,375	674,904

に努力し続けてきた。学校別に見れば、小学校 116ヶ所、中学校 45ヶ所、高等学校 13ヶ所、その他の公共施設（教育庁，閉校）15ヶ所に発明教室が設置され、地域別には 230 地方自治体（市・郡・区）に対比して 82.2%が設置された。

発明教育の成功的な安着と発展のための基本的なインフラや施設はある程度は完備されたが、これを運営指導する発明専任教員は極めて不足な実情にある。これにより、韓国特許庁は、各市道教育庁に発明関連職務研修の運営に必要な予算を支援しており、韓国特許庁傘下機関である発明教育センターを通じて発明関連職務研修（30 時間，60 時間）を毎年実施している。

全国的に設置された発明教室を発明英才教育のための基盤として活用しながら、学校教育課程および地域社会との連携などによる底辺拡大を図り、創意的かつ幅広い参加を保障する発明大会を開催しながら、発明に対する社会の関心誘導および発明教育の効果性を向上させるために努力している。発明教室設置事業と中学校技術家庭教科に発明単元が含まれながら、発明教育に対する認識変化により、発明教室に対する関心が漸次的に増加している実情にある。

韓国特許庁は、従前の投資力を主にした発明教室運営から脱して頭脳養成志向に切り替え、創意的な問題解決力が優秀な人才養成のために発明教室別にテーマを指定して運営するように誘導する予定である。また、発明教室運営費の支援方式も、既存の一律的な配分方式から脱し、成果評価によって差を付けて支援する成果志向的な方式で支援することにより、発明教室運営に活力を吹き込もうとしている。

教育現実と政策目的を考慮して運営実績を正当に評価し、発明教室運営を合目的に誘導する評価基準を制定し、評価結果を反映して 3 段階で運営費を差等支給し、発明関連予選大会を実行する地域拠点発明教室と小規模学校、地域の財政投資が劣悪な場合、運営費支給の時にインセンティブを追加で提供している。

（2） 発明特許特性化高校の指定

産業別の中堅技術人力養成と職業教育忌避現象の解消、および高校卒業後の多様な職業世界への円滑な移行を促進するために、2007 年から 5 年間、韓国特許庁は教育科学技術部と MOU を締結して発明特許特性化高校を指定運営している。現在までの特性化高校の指定内容を見れば、京畿道に所在する三一工業高の場合、2008 年から特性化高校に指定され「発明創作科」（1 クラス 41 名）、釜山に所在する DAEGWANG 発明科学高は 2009 年に発明科学高に改名して 5 クラス（150 名）が運営されており、発明電子科（3 クラス 90 名）と発明科学科（2 クラス 60 名）とに分けられている。慶南に所在する慶南航空高は 2009 年に特性化高校に指定され、航空電子発明科（2 クラス 56 名）を運営している。また、大田に所在する大徳電子機械高は 2007 年に特性化高校に指定され、発明創作科（2 クラス 65 名）を運営している。

（3） 発明英才教育事業

2000 年 1 月に英才教育振興法が制定され、2002 年 4 月に英才教育振興法施行令が告示されて以来、公教育次元の小・中学校における英才教育は法的・制度的な装置を設けるようになった。優秀な創造発明学生の育成のために、韓国特許庁は、第 2 次英才教育振興総合計画（2007 年 12 月）に基づいて発明教室を発明英才学級として活用、発明英才教育院の指定など、2012 年までに全体小・中・高校生の水準である 3,500 名余りに発明分野の特性化された英才教育を提供する予定である。

教科部など 6 部署が参加して第 2 次英才教育振興総合計画を樹立（2007 年 12 月）してから発明英才教育が含まれ、本格的に開始された。2010 年、発明英才教育運営機関は 2009 年に比べて 45% 増加（96ヶ所から 139ヶ所）し、発明英才学生数は 2009 年に比べて 90% の増加率（1,987 人から 3,765 人）を示している。

発明英才学級の設置割合は、小学校 71%（137ヶ所）、中学校 26%（49ヶ所）、高等学校 3%（6ヶ所）と

示されている。

(4) 青少年発明家プログラム事業 YIP (Young Inventors Program)

企業と学生が連携した未来価値創造の土台を設け、技術革新体験教育と知的財産教育を通じて学生の問題解決力の涵養および知的財産権利化能力の向上のために、2009年から青少年発明家プログラムである YIP (Young Inventors Program) 事業を開始した。この事業は、企業が望む商品革新に対するアイデアを学生が提示し、これを改善・発展させて知的財産権創出と事業化を誘導する事業である。

(5) 発明研究示範学校の運営

韓国特許庁は、教師の発明マインドの向上と発明教育関連研究の活性化、および研究結果の教育現場普及による発明に対する認識向上のために、全国 24 校に発明研究示範学校を運営している。

(6) 発明指導教員および学生に対する研修支援

2010年に中学校1年生の技術家庭科目に発明単元が導入された。このような環境変化に従い、技術家庭教師に対する職務研修課程を新設し、2009年には69名を、2010年には160名を対象に発明教育職務研修を実施した。

韓国特許庁で実施する発明関連職務研修は、教員や教育専門職を対象にする指導者課程(教員)と学生を対象にする学生課程、オーダーメイド型課程(体験、ツアー、キャンプ)などに分けられている。2009年には3課程で11,525名を対象にした教育を実施した。発明教育の効果向上のために、3段階成果創出型教育プログラムによって運営される。

大学に発明教育支援によって発明教育力量を兼ね備えた教員が学校現場に輩出される土台を設けるために、14校の教育・師範大学に発明教育関連学科および発明サークル教育を支援している。韓国電子通信研究院や韓国航空宇宙研究院など、研究機関の教育インフラと連携した現場体験型の共同発明教育課程も運営している。

(7) 小・中・高校における知的財産教育の問題点
教育内容が発明特許に偏重しており、それも発明であるという知的財産の創出に焦点が合わせられてい

る。したがって、著作権、商標、デザインなど、その他の知的財産の重要な部門に対する小・中・高校における体系的な教育が適切に行われていない実情にある。発明特許教育においても、発明教育環境および施設の劣悪、発明教育担当教師の専門性不足、発明教育理論体系の不十分などと、発明教育担当教師の過重な業務負担、財政的支援の劣悪、発明教育資料の不足、発明教室担当学校長や教育庁など上級機関の人識不足などは、依然として発明教育の活性化を妨げる要因となっている。

2. 大学

(1) 韓国の大学における知的財産教育の概要

1980年代末からいくつかの大学で知的財産権講座が開始され、1990年代中盤からは本格的に知的財産権講座が行われるようになった。このような大学における知的財産権教育は、1980年代中盤以後の韓・米間の頻繁な通商紛争、1995年1月1日から発効されたWTO協定(知的財産権に関するTRIPs協定を含む、韓国が産業構造で占める知的財産権の重要性を悟るようになったということ)、1990年代中盤以後のインターネットの広範囲な利用による知的財産権の問題点の日常生活化などに起因するものと思われる。法学専門大学院の導入も、司法試験を主にする教科目教育から脱皮し、知的財産権法、租税法、国際取引法などの非司法試験科目教育の重要性を認識したことに基づくものと言える。

韓国のすべての法科大学において知的財産権教育が行われたのは、比較的最近の現象であると言える。特に、法学専門大学院が導入しながら、主要大学が最低1名以上の知的財産権専任教員を雇用したものと思われる。今後はより多くの法科大学ないし法学専門大学院が知的財産権専任教員を確保するものと予想される。

現在、韓国の法科大学における知的財産権教育は、知的財産権特性化大学による教育と、一般法科大学における教育とに区分することができる。代表的な知的財産権特性化大学としては、仁荷大学校法科大学と漢南大学校法科大学を挙げることができる。仁荷大学校の場合、学部により学期ごとに約10余りの知的財産権講座が開設され、大学院でも学期ごとに5~6の講座が開設されている。一般法科大学における知的財産権教育は、知的財産権法が1講座だけ開設されていたり、著作権法および産業財産権法が2講座だけ開設されて

＜マクロ分析による知識財産教育の実態比較＞⁽³⁾

分野	区分	アメリカ	ヨーロッパ	日本	韓国
知識財産創出 (工科大)	知識財産課程	3	3	6	0
	知識財産科目	18	2	5	4
	合計 (割合)	21(70%)	5(17%)	11(37%)	4(13%)
知識財産保護 (法大)	知識財産課程	19	14	0	7
	知識財産科目	11	12	30	20
	合計 (割合)	30(100%)	26(87%)	30(100%)	27(90%)
知識財産活用 (経営)	知識財産課程	0	0	1	0
	知識財産科目	19	4	12	0
	合計 (割合)	19(63%)	4(13%)	13(43%)	0(0%)
合計	知識財産課程	22	17	7	7
	知識財産科目	48	18	47	24
	合計 (割合)	70(78%)	35(39%)	54(60%)	31(34%)

いるのが一般的であると思われる。

知的財産権に対する深化教育は、むしろ学部よりは大学院、特に専門大学院によるものと思われる。たとえば、その数が制限されてはいるが、いくつかの大学は法科大学と関連して特殊大学院を設立し、ここで知的財産権を教育している。このような大学院は、学部とは比べることができない程に多様な知的財産権の講座を開設しており、単純な著作権と産業財産権の2講座よりもさらに深化された講座を提供している。

(2) 韓国の大学における知的財産教育の内容⁽²⁾

知識財産に関する大学内の教育現況を分析すれば、各国別にどんな分野に集中しているのかを容易に把握することができる。上の表から把握できるように、アメリカの場合は、知識財産の創出、保護、および活用など、全分野に渡って多くの教育課程と科目が開設されており、ヨーロッパや日本の場合にも、韓国と比較することができない程に多くの専門教科目が開設されている。特に、韓国の知的財産教育の特徴は、法科大学で法制の一つとして特許法などの知識財産関連法制度が教育されているという点は、主要外国との大きな差である。

(3) 大学における知的財産 e-ラーニングシステム⁽⁴⁾

知識財産 e-ラーニング事業は、2005 年までは全国の各大学と学術協定事業によって進行されたが、協定によって支援された知識財産講座教育は、韓国の理工系大学に特許教育を拡散するのに大きく寄与し、大学生自らも特許に関する専門教育に対して関心が高くな

り、漸進的に講座が拡大（2005 年に 2,059 名教育）されてきた。2006 年には理工系大学（院）における特許関連教育の品質を高めるため、オン・オフラインを統合した新たな教育方式が試みられた。2006 年には 2 つの工科大学院を対象にして試験事業を実施、理工系大学生の知識財産教育事業の新たな試みに至り、2010 年には全国大学を対象として計 162 の e-ラーニング知的財産権講座を開設した。2010 年度の大学生 e-ラーニング事業の最大の特徴は、特許創出を目標とする理工系大学生の他にも、デザイン、教育大/師範大（予備教員）、経商大、法大などの多様な専攻の大学生に対して知識財産権 e-ラーニング教育を実施することにより、知識財産権教育が大学生の必須教養科目として安定した。特に、KAIST と弘益大では、知的財産権専門学位課程（MIP）を別途開設して運営することにより、企業が要求する知識財産権の専門家を養成している。

今までの e-ラーニング教育実績を詳察すれば、2003 年度に初めて実施されて以来、2006 年度には理工系を対象にした e-ラーニング教育実施、2008 年からは教育大・師範大、デザイン大学に知識財産権 e-ラーニング教育が拡散し始め、2010 年度には法大、経営大、人文大などの多様な専攻者のための e-ラーニングコンテンツ学習を支援することにより、大学の知識財産 e-ラーニング教育を量的に拡大支援した。特に、2010 年度には e-ラーニング講座を公開募集し、研修院教授と事務官などの特講を支援、e-ラーニング教育の需要を開拓した。

このような量的成長と共に、教育効果の極大化のために努力した。特に、全国の大学生に対する体系的な

<大学生 e-ラーニング事業の実績要約>

年度	大学		
	講座数	受講生(名)	備考
2003	2	161	理工系大学
2004	7	2,747	理工系大学
2005	20	5,304	理工系大学
2006	50	7,987	理工系大学
2007	66	12,026	理工系大学
2008	97	13,039	理工系, デザイン, 教育大/師範大など専攻拡大支援
2009	137	19,192	理工系, デザイン, 教育大/師範大など専攻拡大支援
2010	162	24,874	理工系など以外 法/経営/人文大など専攻拡大

サービス提供のために、全国の大学に対して地域別 e-ラーニングコンテンツを共同サービスしている地域 e-ラーニング支援センターに対する事業を 2010 年に初めて試み、肯定的な結果を得た。仁川・京畿地域の拠点として仁荷大学校 e-ラーニング支援センターと協議して大学生に対する知識財産教育コンテンツを既に賃貸しており、受講生に対して e-ラーニング履修単位として認定されるように協議している。受講生の便宜を提供するために、各専攻別にコンテンツナビゲーションを提供することにより、個人に適合する水準別、段階別課程をオーダーメイド型で提案し、これを活用することができるように教育課程の運営を改善した。また、現場教育需要を収斂、2010 年度から中学校の教科書に内容が編制された発明単元に関して技術教師専用教育プログラムを開発し、教育大および師範大の学生に対しては、発明教育理論の基礎課程以後の深化課程を新たに開発して提供し始めた。

(4) ソウル大学校工科大学および大学院における知的財産教育システム⁽⁵⁾

韓国特許庁が力を入れている事業が大学校学部学生および大学院生に対する IP 教育である。韓国特許庁は大学における IP 教育を既に 4～5 年に渡って施行しており、現在ではソウル大学校, KAIST, POSTECH などを含む全国の主要大学で多様な科目を開設して運営している。現在、韓国特許庁は、国内の 10 余以上の大学における学部学生および大学院生に対して IP 教育を実施しており、このための講師を養成する教育も実施している。

韓国特許庁が国内大学で開設して運営する科目は 3 種類に大別される。すなわち、学部学生のための科目「特許と技術移転」、大学院生のための「特許と情報分

析」、および研究者のための「技術管理と事業化」がこれに該当する。ただし、各大学は、韓国特許庁との協議下に、自身の都合に応じて少しずつ教育課程を変形できるものと知られている。ソウル大学校の場合、上記した 3 種類の科目をすべて開設して運営しており、科目を担当する指導教授はソウル大学校の教授であるが、実質的に講義を担当する大部分の講師は韓国特許庁の助けを借る方法によって講義を進行している。

この他にも、韓国特許庁は、大学で学部学生および大学院生に教育を提供する IP 専攻講師を育成するための教育プログラムも開発して推進している。このために、韓国特許庁は、講師用として使用するための「特許教育活用書」を発刊している。

1) 「特許と技術移転」科目の講義内容は以下のとおりである。

知識財産権の一般概論

特許制度

実用新案制度

デザイン制度

商標制度

domain

特許性

特許請求の範囲

明細書作成の理解

特許情報

職務発明

「特許と技術移転」科目はソウル大学校の材料工学部教授が代表講師を勤めているが、実際の講義は特許審判院の審判長、特許庁審査官、特許検索専門家、特許分析専門家など、その他の主題専門家が担当している。授業は週 1 で行われ、各授業は 2 時間ずつ進行さ

れる。

ソウル大学の「特許と技術移転」科目は、全体講義時間の約 1/3 を知識財産に対する序論に費やす。特に、知識財産関連の序論部分では、特許制度、実用新案制度、デザイン制度、商標制度、ドメイン関連など、著作権関連部分を除いた知識財産のほぼすべての部分を含むことを知ることができる。同科目がソウル大学の学部学生を対象とし、さらに学部学生の知識財産全般に対する専門知識がほぼないという点を考慮したとき、このような講義戦略は妥当であるというのが専門家の意見である。ただし、同科目で特許法とは性格上において両極である営業秘密に対する主題を含み、学部学生に自身の発明の特許制度を利用して公開による一定期間の独占権を保有する戦略と、これとは反対に非公開および秘密維持を利用して無限な期間の独占権を保有する戦略とを対比することによって教育する方案が提示されている。

「特許と技術移転」科目は、特許制度の核心である特許権の新規性および進歩性など、特許性に決定的な影響を及ぼす要素および特許を利用した攻撃・守備および特許戦略などの主題に約 1/3 の時間のみを費やす反面、明細書の内容や明細書の作成法など、弁理士が担当すべき内容に対しても相当な時間を費やしていることが分かる。もちろん、学部学生が明細書作成の要領に対して教育を受ければ、そうではない場合に比べて、発明の保護次元において助けになることは確かである。しかし、同科目の目標が弁理士養成ではなく将来に IP を創出する研究員という側面からみれば、「特許と技術移転」の現行教育内容のうち、特許を利用した攻守戦略側面を強調するのが好ましいという専門家の意見が開進されている。特に、実際の発明はもちろん、国内外で特許侵害訴訟が提起された特許および発明を例示しながら将来の IP 創出人力に特許戦略を教育することが、同科目の趣旨により適するものと思われる。したがって、現行の「特許と技術移転」科目の教育内容は、特許性および攻守戦略を強調する側面へ修正されるのが好ましいであろうという意見が提示されている。

2) ソウル大学「特許と情報分析」科目

本科目は大学院講座であって、計 14 週の講義および実習で構成され、授業は週 2 回に渡って行われる。「特許と情報分析」科目の講義内容は、将来の研究員・

教授 IP を管理または活用する将来の IP 事業家はもちろん、発明を権利化する将来の IP 法律専門家のための広範囲な主題に重点を置いている。ソウル大学の「特許と情報分析」科目は、全体講義時間のほぼ半分 (47%) を特許情報の調査および分析に費やしている半面、特許制度の核心である特許権の新規性および進歩性などの特許性に決定的な影響を及ぼす要素および特許を利用した攻撃・守備および特許戦略などの主題には 18% の時間しか費やしていない。また、明細書作成の詳細内容、明細書作成法、特許出願実習などの特許庁の審査官や弁理士が熟知しなければならない内容に対しては必要以上の時間を費やしている反面、将来の教授研究者に必要な特許侵害可否、これに基づく特許戦略侵害を避けるための回避発明などの IP を創出する当事者に必要な内容には極めて制限された時間しか費やしていない。

(5) 仁荷大学の特許教育の成功事例⁽⁶⁾

現在、韓国内の工科大学のうちで最も多くの特許講座が運営 (学期あたり) されており、年間約 1,000 名の特許教育履修者を輩出している仁荷大学の工科大学工学教育センターの事例を紹介してみよう。

仁荷大学の母体として 1954 年に設立されて 50 余年の歴史を誇る仁荷工科大学は現在、9 学部、19 専攻に、230 余名の教授と、8,000 余名の学部生、1,000 余名の大学院生が創造的かつ能力のある工学家になるために努力している学校である。2000 年代中盤から部分的に特許教育を実施していた仁荷大学は、2005 年に仁荷工学教育核心センターが設立されて以来、革新アジェンダを樹立し、創意性や問題解決能力を涵養することができる多様なプログラムを重点事業として進行しながら、2008 年から特許教育を全面的に実施するようになった。

2008 年度の 1 学期から開始された仁荷工学教育革新センターの特許教育は、初期に 4 つの分班において 362 名の学生が受講した。「科学技術と知識財産」という講座名を持つ特許授業は、受講申請の開始後、数時間後に締め切られる程に学生の期待が高かった。理工系学生の特許に対する重要性の認識は、既に 2000 年中盤以後から増加しており、このような教育需要者の要請に適合した講座開設は多くの学生からラブコールを得た。2008 年の 2 学期にも定員が締め切れ、韓国発明振興会のコンテンツ支援と若くて実力のある実務

講師（弁理士）の講義に関する噂により、2009年の1学期には466名にまで受講人員が増加した。1分班あたり平均120名に至るようになった「科学技術と知識財産」講座は、学生の要請によって2010年に2分班が追加されて計6分班が運営されるようになり、2011年にはさらに2分班が追加（計8個分班）される程、その人気は益々高まっている。

また、3年間の成功的な特許教育によって基本技術を広げた理工系学部生は、基本的な知識財産教育を超え、専門的かつ実務的な知識財産教育を要請するようになり、仁荷工学教育革新センターと土木工学との協議下に、「特許情報検索と明細書作成」という科目が2011年の1学期に開設された。短期的にはキャンパス特許戦略ユニバーシアード大会で受賞することが目標であるが、長期的には学生が特許を設計して出願するのに自身の能力を発揮できるように構成された講座であり、実務的な能力を積もうとする学生を中心に講座が円滑に行われている。

このような仁荷工学教育革新センターの特許教育の成功事例は、教育を支援する韓国発明振興会や韓国特許庁だけではなく、他の工学教育革新センターの成功ケースとして数えられており、韓国の工科大学が進んでいくべき特許教育の模範となっている。単純な特許知識の伝達ではなく、実質的な研究結果物の保護方法の教育モデルとなっているという点において、多くのことを示唆している。

仁荷大学校の特許教育は、理工系学生にとって知識財産に関する水準高い理論教育だけではなく、先行技術調査、特許マップ作成、特許戦略樹立などのような実務的な内容まで志向している。単純に法条文の内容のみを認識するだけでは特許制度を適切に活用することができないという前提下に、学生が授業とは別に韓国特許庁と韓国工学翰林院で主催し韓国発明振興会で主催する「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」大会に参加するように勧奨している。この大会は、企業が産業現場で持つようになる知識財産上の困難を実務解決型課題として出題し、大学生が指導教授と共に解答を提示する大会である。学生は電気・電子、造船・機械・金属、化学・バイオなどの3大産業分野で46企業が出題した問題のうちから1つを選択し、先行特許の調査・分析などによって特許の可能性を判断したり、未来核心特許を得るための戦略樹立などを置いて競争する。仁荷大学校の学生は2008年度の第1回大

会から出場し、特に2009年から現在まで「最多応募大学賞」を毎年受賞した。2010年には先行技術調査部門において優秀賞（2チーム、100万ウォン／チーム）、奨励賞（7チーム、50万ウォン／チーム）、特許戦略樹立部門において奨励賞（5チーム、200万ウォン／チーム）を受賞した。さらに、先行技術調査部門381チームと特許戦略樹立部門10チームが参加して最多応募大学賞（1000万ウォン）を受賞するという光栄を得た。このように、仁荷大学校の学生は、先行技術調査部門と特許戦略樹立部門の全部門に渡って優秀賞と奨励賞を多数受賞し、仁荷大学校の特許教育の卓越した成果を立証している。

また、仁荷大学校は、2001年には3件、2008年には294件と、特許出願が急速に増加している。これは全国で10位内に入る成績であり、10年間の累積特許出願が1,000件に至る。これは、KAIST、ソウル大、高麗大、延世大、漢陽大に続く全国6位の特許出願規模であり、これを基盤とした技術移転成果も相当である。このように、仁荷大学校の特許教育は、内実と外向の両面において成果を上げており、仁荷大学校の工科大学構成員すべてのラブコールに答えてより一層多様かつ内実のある教育プログラムが企画されている。

仁荷大学校の特許教育の成功要因は、何よりも「工科大学－教授の積極的な協働」であると知られている。工学教育革新センターで講座を開設して成功的に定着させるためには、教授陣の協議だけではなく、積極的な支援が必要であると言う。仁荷大学校の特許教育が活性化する以前から、教授陣は韓国発明振興会の多様な知識財産教授教育プログラム（T3）に積極的に参加し、教授の特許知識向上と共に工科大学の全般的な特許重視風土が造成されていた。

（6） 知的財産専門学位課程（MIP: Master of Intellectual Property）

海外紛争に効果的に対応し、企業内の知的財産戦略を先導することができる工学・特許法律などの分野において、実務能力を兼備した融合型人材を養成するために知的財産修士学位全課程が開設・運営されている。現在、韓国科学技術院（KAIST）と弘益大学校がこの知的財産修士学位課程を運営しており、発明振興会の支援を受けている。関連ウェブサイトは以下のとおりである。

－韓国科学技術院(KAIST) : <http://ip.kaist.ac.kr/>

－弘益大学校：http://mip.hongik.ac.kr/

(7) 韓国の大学における知的財産教育の今後の展望

今後、韓国の大学における知的財産権教育は、量的かつ質的に拡充するものと見込まれている。韓国工科大学長協議会（会長カン・テジン：ソウル大工科大学長）と韓国特許庁は、2009年11月4日に大学発明・特許教育の画期的拡大のためにMOUを締結、発明・特許教育の実務的推進のために「大学発明・特許教育実務推進団」を結成した事実は、このような努力の一環であると言えるであろう。

リ・サンジョ実務推進団長は、「最近、企業間の知識財産競争が激しくなりながら、特許に強いエンジニアが重要視されている」とし、「特許に強いエンジニアは、先行特許分析などによって未来市場を予想し、核心特許を確保するために研究開発を遂行する人力」であると語った。

今後、実務推進団は、△大学特許講座拡大、△理工系教授の特許研修強化、△専攻別に特性化された特許講座カリキュラムおよび教材開発、△特許教育優秀事例の発掘および拡散、△キャンパス特許戦略ユニバーシアードなどの活性化のための詳細計画を準備して実践する計画にある。

カン・テジン韓国工科大学学長兼協議会会長は、「今まで、大学の特許教育には不十分な面があった」とし、「今回の両機関の協力により、大学特許教育がより一層強化するきっかけとなる」と語り、「今後、発明・特許教育推進団で論議された事項は、工科大学長協議会運営委員会を通じて各工科大学で施行していくつもりである」と語った。

Ⅲ. 知的財産専門教育機関と団体による知的財産教育

1. 国際知識財産研修院

(1) 国際知識財産研修院の教育課程

世界知的財産機構（WIPO）の開発途上国の知的財産権研究担当要請と対内的な特許出願の急増などによる審査、審判官の資質向上のために、1987年に特許庁傘下に国際知識財産研修院が開設された。この研修院は1999年には行政安全部の所属であったが、2005年には再び特許庁に移管された。国際知識財産研修院は、特許庁所属の公務員、外国人知的財産関連従事者、

弁理士、公務員、民間人などに対する知的財産関連教育を担当している。

主な業務は、21世紀の知識社会を先導する知識財産専門人力の体系的養成、知的財産権の創出、権利化、活用促進のための民間教育の強化、学生発明活動の促進による10万発明有望人材の養成、国内外の知的財産権制度に関する調査、研究および交流協力などである。開院後の研修実績は年間平均23%程度の増加傾向を示しており、知的財産権分野の専門人力養成に主眼を置いて研修課程を専門化かつ細分化させている。

2011年の国際知識財産研修院の教育計画を見れば、公務員課程（10課程、15回、640名）、民間人課程（10課程、29回、930名）、発明指導者課程（6課程、16回、640名）、学生発明課程（3課程、92回、2,650名）、外国人課程（7課程、7回、118名）、e-learning課程などの36課程、159回の年間教育対象人員5,000人余りを計画している。民間人課程には、弁理士、企業、研究所、理工系大学教員、理工系大学（院）生、弁理士事務所の職員などを対象としており、希望する者に限っては受講者が費用を負担して参加することができる。

この他にも、国際知識財産研修院では、教育部および教育庁の協力を受け、全国の小・中・高等学校の発明クラスの学生および指導教師と工業系高等学校の学生および教師を対象とし、1987年から産業財産権制度などに対する講演を実施している。1990年代からは機能大学および職業専門学校、理工系専門大学などに産業財産権教育を支援する役割をしている。

(2) 国際知識財産研修院の教育実績

全体教育訓練では、1987年から2010年12月まで計421,017名を教育した。これを教育部門別に見れば、公務員28,995名、民間人31,329名、学生発明341,985名、発明指導者16,764名、外国人1,994名である。2010年1年間の実績を見れば全体で14,761名を教育し、そのうちで公務員が1,978名、民間人が1,352名、学生が10,750名、発明指導者が511名、外国人が170名を記録している。

(3) 国際知識財産研修院発明教育センター

国際知識財産研修院内に2005年12月に開館した発明教育センターは、総面積1,200坪の規模で工作実習室と発明体験室、視聴覚室、研究資料室などの施設を完備しており、各地域から選発された優秀な発明人才

に多様な発明教育の機会を提供している。大徳研究団地の研究員と特許庁審査官、各学校発明教師などの経験が豊かな専門人力を講師として活用しながら深化した発明教育を実施しており、学生の創意性とチャレンジ精神を育てる、実質的な発明実習教育と体験教育を実施している。

発明創意性などに基づく問題解決能力の向上を重点的に教育し、多様な発明教育サービスを提供している。このために、体験展示施設などを活用、体験活動中心の教育プログラム運営、オンライン上における事前教育実施などのオン・オフライン併行教育実施、国立中央科学館、Expo 科学公園を活用した連携教育プログラム運営などのプログラムを運営している。

また、段階別（初・中・高級）教育プログラム運営などのオーダーメイド型教育によって専門的な発明教育を実施している。このために、特許庁審査官などの専門人力を講師として活用しながら発明教育の専門性を確保している。発明指導教師教育の強化による発明教育ガイドラインの提示などにより、創意的かつ革新的な発明教育プログラムを開発・普及し、革新的な発明教育の方向を提示している。発明教育広報の強化のために、発明教室および発明クラスに教育センター広報 VOD やリフレットなどを製作・普及している。このために、市都教育庁と協議して体験展示施設を1日体験教育施設として活用し、EBS, エデュネットなどの教育専門マスメディアを活用、発明教育に対する認識を高めている。

各学校の発明クラスおよび発明教室から推薦される小・中・高校生と発明クラスの担当教師および科学担当奨学生、発明クラスの父兄などを教育対象としている。教育人員は、学生 1,200 名（学期中 33 回, 990 名, 長期休み中 7 回, 210 名）、発明組担当教師 180 名、父兄 60 名など、年間 1,400 名を教育対象としている。

教育課程には、発明体験教育課程として、ジュニア発明リーダー課程、創意的問題解決課程、両親と共に行く発明キャンプ、中学生発明キャンプ、発明組指導教師実務課程などを運営している。また、サイバー教育課程により、ジュニアエジソン教室、発明と共に行く、発明の灯りを灯そうなど、35 種類の教科目を運営している。

2. 発明振興会

(1) 発明振興会の主な業務の1つとしての知的財産教育事業

発明振興会は、発明振興法第 52 条に基づいて設立された特殊法人であって、発明振興事業を体系的かつ効率的に推進し、発明家の利益と振興を図り、韓国知識財産産業を保護・育成し、国家競争力の強化に貢献しようとする主旨によって設立された。発明振興会は 1973 年に民法上の社団法人韓国特許協会として設立され、1994 年に発明振興法に基づいて現在の発明振興会として誕生した。発明振興会では特許庁の国家知識財産教育ポータルへの委託運営を行う他にも、多様な知的財産権教育サポート事業を広げており、発明振興会が直接に教育を主管して施行したりもする。発明振興会の知的財産教育事業としては、大学（院）の知的教育支援、大学教授の知識財産プログラム、需要者中心の知識財産専門人力養成（知識財産職務教育支援、海外知識財産戦略の人材養成課程運営、知識財産専門学位課程（MIP : Master of Intellectual Property）運営支援）事業を施行している。韓国発明振興会の知的財産権教育の特徴は以下のとおりである。

- 国内知的財産権 Think Tank による教育課程の研究&開発
- 6 シグマ革新技法による教育コンテンツの品質管理
- 顧客要求調査による顧客の声の反映
- 絶え間ない教育運営サービス戦略の発掘



- 知的財産権分野の専門講師陣の保有
- 企業現場の IP 分野課程の企画、開発、運営などの実務経験を積んだ専門運営人力の保有
- 効率的かつ体系的な教育課程の設計のための専門教授設計人力の保有
- 深みのある教育内容反映のための IP 分野の博士級人力の保有
- 韓国発明振興会の創立時から現在まで 30 年以上の IP 教育運営 Know-How および体系化された Process 具備
- 知的財産権 Off-Line 教育（知識財産キャンパス）および知的財産権 On-Line 教育によるブレンディッドラーニングの実施

(2) 大学（院）の知的教育支援事業

学部対象の知識財産権基礎素養教育および大学院生対象の実務・実習中心の特許教育運営をするものであって、具体的には大学（院）の知識財産講座を運営するのに毎年 10 月に申請受付を受け、次期年度の 1 学期および 2 学期にサポート対象学校を選定する。申請対象は、工科大、自然大、医薬大、経営大、デザイン大の正規科目内に知識財産講座の開設を希望する教授であり、支援内容は、知識財産専門講師の派遣、オンライン講義の支援、知識財産教材の支援（有／無料）などである。

(3) 大学教授の知識財産プログラム

全国大学教授の知識財産権力量を強化し、中・長期的な大学別の知識財産教育の自立化のために、「大学教授のための知識財産プログラム」を運営する。

- ・訪問課程：大学訪問教育（4 学校選定、4～8 週講義）
- ・短期集中課程：集団教育（課程別 2～5 日）
- ・海外深化課程：海外有名機関研修機会提供

(4) 企業知識財産教育課程の運営およびインフラ構築

産業界が所望する知識財産人力を円滑に養成・供給するための知識財産実務人力養成教育プログラム提供および人材養成基盤を構築し、企業の知識財産経営基盤の構築、企業高付加価値の実現、就職先の創出などに繋がる先循環メカニズムを実現し、国家成長動力の拡充に貢献しようとする。

1) 企業知識財産職務教育の支援

知識財産基盤が弱い中小企業対象の教育運営および支援を拡大し、教育課程の多様化によって教育生の水準に適する教育機会を提供することが目的である。特許庁支援の教育課程と韓国発明振興会の教育課程との統合運営により、中小企業に対する知識財産職務教育の教育費の 80% を特許庁が支援する。

2) 海外知識財産戦略人材養成課程の運営

海外出願および紛争が予想される中小企業を対象として国内で海外出願および訴訟中心の教育支援をすることにより、国内でアメリカ弁護士・弁理士などの現地専門家による英語講義を基本として教育運営をする。教育課程としては、中小企業の海外出願および紛争実務教育 5～6 ヶ月以内の長期教育課程であり、1 ヶ月 1 回内外、3～5 日の集中教育によって運営される。

3) 知識財産（IP）キャンパス

知識基盤社会を先導する知的財産権専門人力養成によって企業および国際競争力の向上に寄与するためのものであって、知的財産権人材養成のために知的財産権の一般教育、特別教育、核心教育、国際教育、企業の委託教育などの多様な分野の教育課程を運営し、知的財産権の一般教育の場合、勤労者職業能力開発法による雇用保険還給課程によって運営する。在職者（研究員）の知的財産権認識向上および実務能力増進のための教育によって企業競争力の強化および特許管理戦略を創出し、企業および一般に知識財産権の理解度増進などの生涯教育機能を実行する。

(5) 次世代英才企業人の育成

知識主導型の経済体制において創意的な発明英才の早期発掘と養成が国家および企業競争力を左右する核心要素として浮かび上がることにより、少数核心人材に十分なインセンティブを付与する補償体系と、彼らが国家成長動力として成長することができる管理および支援システムを構築している。創意的な産出能力が優れた少数核心の発明英才選抜システムを導入し、発明英才クラス終了者、科学英才学校および科学高校在校生などが選抜対象であり、書類審査、創意的産出物大会、専門家審査委員会の評価などによって選抜される。年間では、小学生（150 名）、中学生（100 名）、高校生（50 名）に圧縮して集中育成する。

3. 韓国著作権委員会著作権教育院

韓国著作権委員会には著作権教育院があり、2005年12月に開院された。著作権専門人材養成のための代表課程として、著作権文化学校と著作権アカデミー課程がある。講師陣は学者と法条人実務専門家で構成されており、多様な事例およびリアリティーある現場経験話と共に著作権専門知識を伝え、韓国著作権制度と文化産業を導いていく人材養成に力を注いでいる。

著作権文化学校は体系的な法制中心の正統教育課程(54時間)であり、2011年9月現在、第33期文化学校の一般課程を募集している。著作権アカデミーは契約および実務事例を中心にした分野別の特化課程である。具体的には、放送人課程、音楽人課程、法務従事者課程、出版人課程、インターネット課程、司書課程、法曹人課程、公務員課程がある。

著作権教育院は、学校部門著作権教育、著作権専門人材開発、著作権認識向上などの3つの領域によって著作権教育広報事業を構成・推進している。今後は著作権政策基盤造成と共に学校、公共、事業などの3部門によって教育事業を体系化し、生涯周期による生涯教育実現を志向し、各界各層で著作権認識の向上および広報事業を高度化して行く予定である。

4. 大韓弁理士会による知的財産研修および教育

大韓弁理士会は、会員の資質向上と特許事務実行上で要求される各種新技術に関する知識を涵養するためにセミナーなどを計画しており、毎年輩出される弁理士試験の合格者に限って特許庁における研修が終われば特許法律事務所の実務修習を管掌する。また、特許法律事務所の職員の資質向上のために、特許図面要員養成教育(工業高校卒業者)および特許事務要員養成教育(大学卒業者)を毎年無料で実施して教育者を輩出している。その他にも、大韓弁理士会が施行する研究および教育課程には、技術価値(特許)研修、民事訴訟実務研修、会員研修、知的財産権制度関連研修、理工系未就業者現場研修、弁理士フォーラムなどがある。

5. ソウル地方弁理士会知的財産研修院

ソウル地方弁理士会では会員を対象として「知識財産研修院」を運営しており、教授、判事、弁理士などの専門家で構成された講師陣によって特許、商標、デザイン、著作権、ドメイン名などの知的財産権の全般

に渡って理論と実務の最近の判例を中心として年間2～3ヶ月の課程で運営する。年間平均受講者は約200名である。

6. その他の機関および団体による知的財産講座

知的財産権の国際化によってその重要性が増大するに伴い、韓国能率協会、大韓商工会議所などの韓国内の他の団体で、知的財産権関連セミナーなどの短期研修課程開設が増加している。知的財産権専門研修機関ではないが、標準協会、能率協会、中小企業研修院、生産性本部、職業訓練管理公団などの場合には、教育に対する付加価値税の免除、所得税および法人税の控除恩恵、職業訓練負担金など控除恩恵と資格証制度などの誘引策が法的に規定されており、教育事業が活性化している。

7. 企業自体の研修⁽⁷⁾

韓国教育開発院の調査によれば、国内企業が社内教育によって産業財産権関連教育を実施している企業数は、調査対象企業のうちで大企業の場合は86.7%が実施している反面、中小企業は38.55%のみが実施しているものと調査されており、自体教育の割合が約25%程度と確認されている。

IV. e-learning としての国家知的財産教育ポータル

1. 国家知的財産教育ポータルの構成と運営

特許庁は、2009年1月30日に知識財産に関するトータルe-ラーニングサービスを提供する「国家知的財産教育ポータル(www.ipacademy.net)」を開設した。特許庁国際知識財産研修院が主管し、発明振興会が委託運営している。

このポータルは、2002年から特許などの知識財産に関するオンライン教育サービスを提供してきたサイトを拡大・改編したものであって、2011年1月基準、約45万名の会員と150のオンラインコンテンツを保有している。韓国国民であれば誰もがポータルの会員として加入することができ、会員は特許権利獲得・紛争解決などの知識財産に関する全分野の教育情報を無料で得ることができる。

このポータルにより、中小企業は、特許出願書作成の要領や電子出願の要領など、特許に関する実務型コンテンツの提供を無料で受けることができる。また、

所望する中小企業には弁理士などの特許専門家が現場を訪問して職員を教育するオーダーメイド式教育を受けることもできる。

研究所の研究者は、特許情報検索・活用などに関するコンテンツを無料で活用することができ、研究方向を設定して重複研究の防止に助けを得ることができる。

小・中・高校生および大学生は、創意力を増進して発明技法を習得することができる多様なeラーニングサービスの提供を受けることができる。特に、発明教育に関心のある教師は、教育科学技術部で職務研修として認定する発明および創意力を増進させることができる指導技法を習得することができるeラーニングプログラムのサービスを受けることができる。

この他にも、特許に対して難しく思ったり情報を得にくい個人も、このポータルを利用すればワンクリックで特許に関するすべての情報を容易に得ることができる。

企業・研究所・大学などにおいて、団体でオンライン知的財産権教育を受けようとする場合には、所望する教育コンテンツとサービス方式を事前に要請すれば、学習者オーダーメイド型プログラムとオンライン専用サイトの開設を受けることができる。また、オンライン教育運営支援はもちろん、受講生の満足度調査などの事後管理も行われる。

特許庁担当者は「今後もブランドコンテンツを持続的に開発して最新のIT技術を反映し、いつもどこでも学習が可能なモバイルサービスも実施されるように持続的に努力する」と伝えた。



教育方式としては、B2C（個別課程）とB2B（団体課程）に分けられ、B2Cは各個人が会員加入後に個別的に自律学習する教育方式を意味し、B2Bは企業、大学、研究所などのサイバー国際特許アカデミーの支援

を受けようとする機関に所属した一定団体を対象として学習することができる教育方式を意味する。

B2Cには一般人課程と青少年課程があり、一般人課程は特許関連専門従事者だけではなく、発明・特許に関心ある一般人を対象として知識財産権制度、特許情報検索・分析、特許出願・登録、特許訴訟・紛争などの知的財産権全般に対する教育コンテンツおよび関連情報を提供する。青少年課程は小・中・高校生を対象とし、発明と特許に対して面白くて簡単に学ぶことができるように多様な素材と例示が盛り込まれた教育コンテンツおよび関連情報を提供する。

B2Bには企業、大学、青少年課程があり、企業B2Bは国内企業研究所および公共研究機関を対象として特許関連担当者、技術開発者、研究者などのための知識財産権実務に必要な教育コンテンツおよび関連情報を提供する。大学B2Bは理工系大学、デザイン大学を対象とし、知識財産権オンライン教育課程の開設と大学（院）生に必要な教育コンテンツおよび関連情報を提供する。青少年B2Bは小・中・高校を対象とし、発明と創意力プログラムなどの知識財産権基礎水準の教育コンテンツおよび関連情報を提供する。

特許情報検索と活用を手助けする<特許情報検索および活用課程>、発明アイデアを特許明細書として容易に作成するように手助けする<実践！特許明細書作成>、特許侵害の判断の土台になる特許請求の範囲の解釈原則を関連判例を中心として詳察する<特許侵害判断と請求範囲の解釈>など、特許紛争に関するコンテンツもある。また、青少年の創意力を増進させることができる多様なコンテンツが準備されている。おもちゃと魔術の中にある発明原理を学ぶことができる<おもちゃと魔術の中の科学原理>、戦争中の発明品が我々の生活を変化させた話を通じて創意力を増進する<戦争の歴史を変えた発明>、地域の特化事業を理解してサイバー見学によって間接体験ができる<地域発明文化を捜して>、発明英才など、教員対象コンテンツと知識財産権を英語で学ぶこともできる。

教育は動画で進行され、課程は一般人知的財産権教育、青少年発明教育、遠隔教員研修、団体委託教育がある。一般人知的財産権教育はR&D特許課程、特許実務課程、デザイン課程、商標課程に分けられ、R&D特許課程は、特許情報活用（7時間）、研究者のための特許管理（5時間）、研究開発と知識財産権（3時間）、事例で学ぶ面白い特許話（10時間）で構成され

る。特許実務課程は、判例で見る特許侵害訴訟（10時間）、先行技術検索ノウハウ（5時間）、実戦！特許明細書作成（4時間）、特許侵害対応方案（4時間）で構成される。デザイン課程は、デザイン保護法（25時間）、実戦！電子出願（4時間）、事例で見る著作権の理解（10時間）、デザイン IP 保護戦略（16時間）で構成される。商標課程は、商標法（30時間）、事例で見る著作権の理解（10時間）、事例で学ぶ商標制度の理解（10時間）、商標登録どうして必要なのか？（1時間）で構成される。

2. 国家知的財産教育ポータル課程の運営方式

国家知識財産ポータルで提供される大部分の教育課程は、20～40日間の教育期間を有するコースウェア方式で製作されている。場合によっては、ダウンロード方式などの他の形態の教育課程もある。

学習室入場

本サイトの教育課程を学習するためには、会員登録と受講申請が先行されなければならない。受講申請が終わった学習者は講義室を通じて入場できるようになり、講義室入場時のイントロ画面を見るようになる。スキップボタンを利用してすぐに学習画面に移動することが可能である。教育課程内の学習室に入場すれば、左側または上端にメニューを活用して学習を進行することができる。

教育課程内の学習室移動メニュー

基本的な学習進行は下端や右側上端の back, next ボタンを利用して学習を進行し、所望するページへの移動のために home ボタンあるいは目次などのボタンなどを利用することができる。

お知らせ事項

お知らせ事項をクリックすれば、運営者あるいは講師が学習者の学習のために公知した内容を見ることができる。

Q & A

Q & Aを利用して教科課程の質疑や運営上の質疑事項を入力すれば、運営者および課程別の講師の回答を受けることができる。

課題

課題をクリックすれば教育課程修了に必要な課題物が登録されており、作成した課題物ファイルをすぐにアップロードすることができる。

進捗照会

進捗照会をクリックすれば、現在学習した部分までの進捗状況を見ることができ、学習者が自らが学習日程を調節することができる。

成績照会

成績照会をクリックすれば、照会をした時点の成績が反映されて示されることにより、修了のための成績進行状況を直接に見ることができる。ただし、課題物の採点は、課程の特性上、課程運営後半に点数が反映される。

資料室

資料室をクリックすれば、講師が該当課程の理解を助けるために追加で多様にアップロードした資料を見たりダウンロードすることができる。

学習ヘルプ

[学習ヘルプ]メニューをクリックすれば、各教育課程別の目次案内、修了基準、運営案内、学習日程、学習方法などの詳しい該当課程の案内を見ることができる。

3. 国家知識財産教育ポータル課程の構成方式

大部分の課程は日別の構成になっており、各日別に以下のように構成されている。日別構成ではない場合には、章・節・項の構造を有している。

(i) Warming-Up

どんな内容を学ぶようになるのか感覚を掴みながら、本学習を開始する前にウォーミングアップする時間である。

(ii) Today's Lecture

本学習がなされる。学習は一方的な伝達ではなく、学習者と学習内容の相互作用によって学習の効果をより高めることができるように構成されている。積極的に利用し、自身により意味のある学習として生成する

ことができる。

(iii) Review

学習を仕上げる。本学習内容を思い浮かべながら、じっくりと整理することができる時間である。

(iv) Daily Step

全体目次を確認し、所望する目次に移動することができる。

(v) 評価基準および修了基準

各課程別評価基準は、学習者の進捗率と形成評価、課題物提出を評価基準としてそれぞれ%を別途適用する。また、全体学習可能日のうちで最小学習参加日を適用した出席簿と基本進捗率を適用している。Q & A 参加度などによって学習参加度を反映して点数にも反映する。

(vi) お試し

お試し課程では、学習室で提供するメニュー利用に制約がある。正常な委託教育課程に入科した学習者は、本サイトの専門課程進行者の課程運営による管理を受けることができ、Help Deskによってシステムエラーなどに対する助けを受けることができる。

V. 結び—今後の展望

以上で詳察したように、韓国における知的財産教育は、小・中・高校、大学校、大学院などの各学校級別に発明教室や専門学科を開設して施行しており、特許庁の支援によって知的財産専門修士学位課程を運営する大学院もある。学校以外では、国際知識財産研修院、発明振興会、著作権委員会著作権教育院、大韓弁理士会、ソウル地方弁護士会知識財産研修院などの知的財産権専門研修機関や団体において国民の各界各層を対象として知的財産権に関して多様な課程を開設して運営していることを知ることができる。小・中・高校では主に知的財産の創出、それも主に発明振興に重点を置き、知的財産の保護と活用はそれ程までに大きいパーセントを占めていない。一般法科大学では知的財産の保護に、工科大学などの一般大学では知的財産の創出に重点を置いて教育をしている。知的財産権関連紛争および訴訟、国際取引や通商問題側面における知的財産権、ライセンス、企業や国家の知的財産

戦略、先端技術に対する知的財産権など、深度ある知的財産権に対する教育研究も活発に進行されており、新たな教科目として追加されているが、まだ十分でない実情にある。e-learningとしての国家知識財産ポータルが多様な知的財産教育コンテンツと講座の開設運営は、韓国における知的財産教育をより効率的に広範囲にわたって実現することができる有効な手段として機能するものと思われる。

韓国では知識財産基本法が法律第 10629 号で 2011.05.19 に制定されて 2011.7.20 から施行に入った。知識財産基本法において、①政府は国民の知識財産に対する認識と知識財産創出および活用量を高めるために、知識財産に関する教育を強化し、②政府は「小・中等教育法」第 2 条および「高等教育法」第 2 条による学校の正規教育課程に知識財産に関する内容が反映されるようにしなければならない、③政府は知識財産に特性化された学校を育成し、知識財産関連学科や講座が開設されるようにしなければならない、④政府は「生涯教育法」第 2 条による生涯教育機関の教育課程に、知識財産に関する理解と関心を広げることができる内容が含まれるようにしなければならない（知識財産基本法第 33 条）。さらに、①政府は知識財産の創出・保護および活用とその基盤の造成に必要な専門人力を養成しなければならない、②政府は女性知識財産専門人力の養成および活用方を設け、女性が知識財産部門においてその資質と能力を十分に発揮できるようにしなければならない、③政府は知識財産専門人力を養成するために、産業界、学界、研究界および文化芸術界などと協力しなければならない、④政府は知識財産専門人材を養成するために、公共研究機関や事業者等に対して教育設備、教材開発、教育施行などに必要な費用の全部または一部を支援することができる（知識財産基本法第 34 条）。

このような知識財産基本法の制定によって学校の正規課程に知的財産権科目が拡充され、知的財産権教育システムがより体系化され、教育内容も深くなっていくものと見込まれる。

注

(1) アン・ウファン、「特許庁発明教育政策の方向と課題」、韓国実科教育学会誌第 23 巻第 3 号、2010 年 9 月、pp.263-278

(2) ジョン・ムンソン、「e-ラーニングを活用した大学生

IP 教育拡散方案研究」, 2010 年, P.5

(3)『先進国の知的財産人材養成実態調査報告書』((株)マインドブレンチアジアパシフィック, 2007)を引用したものであり, 米国のモデル大学としては MIT, カルテック, バークリー, デューク, ウォートンスクール, ノースウェスタン, Kellog などであり, ヨーロッパの大学としては ETH Zurich, Chalmers, CEIPI, Queen Mary, Oxford, Imperial を対象として調査した。日本は東京大, 東京工業大, 早稲田大, 東北大, 一ツ橋大, 九州大などであり, 韓国はソウル大, KAIST, 高麗大, 忠南大, 建国大, 崇実大を対象として調査した。

(4)ジョン・ムンソン, 「e-ラーニングを活用した大学生 IP 教育拡散方案研究」, 2010 年, PP.8-10

(5)ソウル大産学協力団, 「大学の知的財産力量向上のための教育システム革新方案」, 2010 年, PP.96-117

(6)オム・ジョンハン, 「仁荷大学校の特許教育現場に行く」, 発明特許, 第 36 巻第 4 号, 2011 年, PP.46-50

(7)特許庁, 「教育訓練機関との共同プログラム運営モデル開発および知財権教育発展方案の導出」, 2006 年, PP.19-32

(原稿受領 2011. 10. 5)

日本弁理士会防災会議からのご案内 ～停電への対策を万全に～

電子手続きで最も懸念されることは, 停電によって手続きができなくなってしまうことです。そこで, 停電が発生したときの対策について, 簡単にご紹介します。

広域かつ長時間にわたる停電により電気通信回線が機能しない場合は, 特例法第 6 条第 1 項に規定する「電気通信回線の故障」に該当します。よって, 電子出願端末の緊急避難用入出力により CD-R 等の郵送によって特許庁へ手続を行うことができます。(ただし, 計画停電は除外されていますので注意が必要です。)

不測の事態に備え, ①停電時でも起動できるノートパソコンに電子出願ソフトをインストールしておく, ②停電時には GUEST で上記手続を行う等の対策をとることをお勧めします。

なおサーバーをご利用の場合には, ポータブルハードディスク, 自動コピーソフト, 無停電装置等で, 上記ノートパソコンとの連携をお取りください。

詳しくは, こちらをご覧ください 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 HP

(<http://www.inpit.go.jp/pcinfo/operation/kinkyu.html>)